

しんきんローンカード規定

1. カードの利用

しんきんローンカード（以下「カード」という。）は、当金庫および当金庫と業務提携をした信用金庫（以下「提携金庫」という。）または金融機関（提携金庫を除く。以下「提携金融機関」という。）の現金自動支払機（現金自動預金支払機を含みます。以下「自動機器」という。）を使用してカードローンの貸越を受ける場合（以下貸越を受けることを単に「払戻」という。）および提携金庫の自動機器または当金庫本支店の窓口において貸越金の随時返済をする場合ならびに残高照会に利用することができます。

2. 自動機器による払戻し

（カードによる払戻し）

- （1）自動機器を使用して払戻すときは、自動機器にカード（またはカードと通帳）を挿入し、届出の暗証番号と金額を指示により操作してください。

（通帳による払戻し）

- （2）当庫がローンカードを発行している契約者に限り、当庫の現金自動預入払出兼用機（以下「支払機という。」）を使用しての通帳により払戻しするときは支払機に通帳を挿入し、届出の暗証番号と金額を「表示」により操作して下さい。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

なお、自動機器による払戻しの場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

- （3）自動機器による払戻しは千円単位とし 1 回の払戻金額はその自動機器の取扱範囲内とします。

なお、この場合、払戻金額と後記 3 の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは払戻すことはできません。

- （4）窓口において払戻すときは、カードとともに払戻請求書に、当金庫・支店名、カードの口座番号、氏名、金額および届出の暗証番号を記入して提出してください。

なお、提携金庫の窓口での 1 回の払戻金額は百万円までとします。

3. 手数料

- （1）自動機器を使用して、または窓口において払戻し、随時返済するときは、ご利用の都度所定の手数料を支払ってください。

- （2）前項の手数料のうち、自動機器を使用した場合の手数料は、払戻し、随時返済時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落します。なお提携金庫または提携金融機関には当金庫から支払います。

ただし、窓口において払戻し・随時返済する時は、その窓口で支払ってください。

4. 機器の故障時等の取扱い

(1) 停電、故障等により自動機器による取扱いができないときは、窓口での営業時間に限り、当金庫本支店または提携金庫の窓口でカードにより払戻しまたは随時返済することができます。

(2) 前項による取扱は、所定の用紙に氏名、金額および届出の暗証番号を記入のうえ、カードとともに提出してください。

この場合、所定の用紙に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。

(3) 提携金融機関の自動機器が停電、故障等の場合は、取扱いを一時停止することがあります。

5. カードの紛失、届出事項の変更等

(1) カードを失ったときまたは氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間を置き、また保証人を求める事があります。

6. 暗証番号の照会等

(1) 自動機器によりカードまたは通帳を確認し、自動機器操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱いしましたうえは、カード（通帳）または暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携金庫・提携金融機関は責任を負いません。

(2) 当金庫または提携金庫が窓口においてカードを確認し、所定の用紙に記入された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いした場合にも、前項と同様とします。

7. お借入れ、ご返済の明細

カードによりお借入れまたはご返済いただいた金額の明細は、この通帳に記載いたしますのでご確認ください。

なお、自動機器による払戻金額と手数料金額または随時返済金額と手数料金額はそれぞれ個別に通帳に記帳します。

8. 解約等

(1) カードローン契約を解約する場合には、直ちにカードを当店に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。

この場合、当金庫からの請求があり次第、直ちにカードを当店に返却してください。

9. 自動機器の操作等

- (1) 自動機器の使用は所定の要領に従い正しく操作してください。
- (2) 自動機器の利用に際し、金額、暗証番号等の誤操作により発生した損害については当金庫は一切の責任を負いません。

10. 譲渡、質入れの禁止

カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

11. カードの発行手数料

カードの発行・再発行に当たっては、当金庫の定める発行手数料をお支払いいただきます。

12. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、カードローン契約者の各条項によります。

以 上